

# 経営者のみなさまへ

— 拡声機の使用、深夜における営業は  
時間・音量等を守りましょう —



商業宣伝を目的として拡声機を使用する場合には、次の事項を守ってください。

### ● 使用禁止時間

午後8時から翌日午前9時(日曜日及びその他の休日にあつては、午前10時)までの間は、拡声機の使用が禁止されています。

### ● 使用禁止場所

次のような場所での拡声機の使用は禁止されています。

- ・ 入院施設を有する診療所、病院、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲30mの区域内の地域
- ・ 幅員が4m未満の道路
- ・ 地上10m以上の箇所

### ● 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合にあつては、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上、休止しなければなりません。

### ● 規制の基準

拡声機から発する音の大きさが、その拡声機の直下の地点から10m離れた場所において、次の表に掲げる値を超えないようにしてください。

地 域 区 分	単 位 (デシベル)
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域	55
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域等	60
近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	70
工業地域等	70

### ● 航空機宣伝放送に対する規制

航空機による宣伝放送を行う場合には、次のことを守ってください。

- ・ 午後5時から翌日午前9時(日曜や祝日は午前10時)までの間は、拡声器を使用しない。
- ・ 同じ地域の上空で航空機を3回以上旋回させながら拡声器を使用しない。
- ・ 病院、学校、図書館にスピーカーを向けて拡声機を使用しない。
- ・ 電力増幅器(アンプ)からスピーカーに加えられる最大入力がある30Wを超える拡声機を使用しない。

## ●罰則等（大阪府条例第99条、同第114条第10号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」や同施行規則の規定に違反して拡声機が使用されることによって、周辺的生活環境が損なわれているときには拡声機の利用者に対して警告または命令を発し、これに従わない場合には3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金が科されます。

**商業宣伝以外の目的で拡声機を使用する場合にも、周辺的生活環境には配慮してください。**

- ◆音が大き過ぎませんか？
- ◆よい音質ですか？
- ◆放送内容は簡潔で、話し方にも気を付けていますか？
- ◆放送をしつこく繰り返していませんか？
- ◆放送時間は長すぎませんか？
- ◆放送する時間帯に気を付けていますか？
- ◆放送する場所に気を付けていますか？
- ◆スピーカーの位置、向きや高さに気配りをしていますか？
- ◆マイク、アンプ、スピーカー等は上手に選んでいますか？

**カラオケは午後11時まで！**

## ●深夜における音響機器の使用の制限（大阪府条例第97条）

飲食店、カラオケボックス等においては、午後11時から翌日午前6時までの間、カラオケ装置等の音響機器を使用してはいけません。

制限の内容	地域	大阪府全域
	業種	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業
	音響機器	・カラオケ装置 ・楽器 ・音響再生機器 ・拡声装置
	使用禁止時間	午後11時から翌日午前6時まで

ただし、次のような場合には規制の適用は受けません。

- 音響機器から発する音が防音装置を講ずることにより飲食店等から外部に漏れない場合
- 飲食店等が消防法第8条の2第1項に規定する地下街に立地している場合
- 飲食店等の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等特に静穏を必要とする施設が存在しない場合 等

## 飲食店等の営業には、営業時間等の制限があります。

### ● 深夜における営業（作業）の制限（大阪府条例第98条）

次のような営業（作業）は深夜における時間制限があります。

制限の内容	規制対象等	1 飲食店営業（喫茶店営業、露店等において営む飲食店営業は除く）（※） 2 カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業）（※） 3 遊泳場営業（屋内型は除く） 4 テニス場営業（屋内型は除く） 5 バッティング練習場営業 6 ゴルフ練習場営業 7 ガソリンスタンドや有料洗車場において、車両洗浄装置を使用する営業（※） 8 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（※）
	営業禁止時間	午後11時から翌日午前6時まで (ただし、飲食店営業とカラオケ営業は午前0時から禁止)
	規制地域	第1・2種低層住居専用地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、田園住居地域

(※) 第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域における営業（作業）で、その場所の主たる出入口が、国道または主要地方道等で知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除きます。

### ● 罰則等（大阪府条例第99条、第114条）

午後11時以降にカラオケ装置等の音響機器が使用され、または、午後11時以降に遊泳場営業やテニス場営業等（飲食店営業・カラオケ営業は午前0時）が営まれることによって、周辺の生活環境が損なわれるときには経営者に対して警告または命令を発し、これに従わない場合は、3月以下の懲役または20万以下の罰金が科せられます。

## 音の大きさの基準も守りましょう。

### ● 騒音の規制基準（大阪府条例第84条）

事業場（飲食店を含む）は工場と同様に、その敷地境界線上で、音の大きさの基準を守らなければいけません。

区域の区分		時間の区分	朝 (午前6時～午前8時) 夕 (午後6時～午後9時)	昼 間 (午前8時～午後6時)	夜 間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種	第1・2種低層住居専用地域 田園住居地域		45	50	40
第二種	第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域		50	55	45
第三種	近隣商業地域、商業地域、準工業地域		60	65	55
第四種	工業地域、工業専用地域等		65	70	60
	工業地域、工業専用地域等で既設の学校、保育所等の敷地の周囲50メートルの区域及び第二種区域の境界線から15メートル以内の区域		60	65	55

#### 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

##### ○風俗営業の営業時間の制限 (法第13条第1項)

風俗営業については、深夜(午前0時から午前6時まで)の営業を禁止しています。(ただし、施行条例で特別に定める営業を除く。)

##### ○風俗営業及び深夜における飲食店営業の騒音・振動の規制 (法第15条、施行条例第7条)

これらの営業については、条例で定める数値以上の騒音・振動を生じないようにすることとしています。

##### ○酒類提供飲食店営業の禁止地域 (法第13条第2項、施行条例第17条)

飲食店営業のうち、主として酒類を提供する営業店については、第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域及び田園住居地域では深夜の営業を禁止しています。また、第1・2種住居地域及び準住居地域においては、公安委員会が認めた地域以外は深夜の営業を禁止しています。

<お問い合わせ先> 最寄りの警察署

## ●詳細につきましては下記までお問い合わせください。

### 東大阪市環境部公害対策課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市総合庁舎 15階

電 話 06-4309-3000 (代)

06-4309-3204～3205 (公害対策課直通)

F a x 06-4309-3829

E-mail kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp



東大阪市 環境部 公害対策課

(令和5年2月改正)